

委員会の廃止について

基本料等委員会の廃止（案）

令和七年※月※日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会決定第※※号

基本料等委員会の設置（平成二十年九月三十日情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第一号）は、廃止する。

附 則

この決定は、令和七年七月一日に施行する。

基本料等委員会の設置

平成二十年九月三十日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会決定第一号

本部会に、電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、基本料及び施設設置負担金等に関するものについて調査を行うため、次の委員会を設置する。

一 名 称

基本料等委員会

二 構 成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。